



神奈川生存権裁判「勝った」とVサイン
=22年10月19日、横浜地裁前



生存権裁判 コピペ判決で潮目が変わった!

しかし、今はせめぎあい——

「権利は闘うものの手に」

2013年〜2015年にかけての生活保護基準の大幅切り下げに対して全国29の都道府県で約千名が原告となり、切り下げ処分を下した国と自治体を相手に処分の取り消しを求めて裁判を起こしていました。22年2月22日の大阪地裁の原告勝訴判決以降、国・自治体勝訴の不当判決が続

いていましたが、昨年の熊本地裁の原告勝訴判決から東京・横浜地裁の勝訴判決以来、今年になって宮崎・青森・和歌山・埼玉・奈良と原告勝訴が続いています。しかし、統一地方選挙後、4月13日大津地裁敗訴、4月14日大阪高裁逆転敗訴となっています。

世論と運動、正義が後押し

国を相手取った行政訴訟で9例目の国・自治体が敗訴するという異常事態は、実質的には私たちが勝っていると思っっています。それだけ、この生活保護基準切り下げが自民党安倍政治の理由なきゴリ押しであったことを証明するものですが、きっかけとなったのは、福岡地裁判決のコピペ判決です。福岡地裁判決が「NHKの受『診』料」と誤字の判決を出したのですが、それに続く京都地裁、金沢地裁も同じ誤字で判決を出

すというコピペ（コピー&ペースト）判決をだしたのです。

裁判官は憲法で「良心に従い、独立して職務を行い、拘束されるのは憲法と法律だけ」と規定されています。時の政権をうかがった「ヒラメ裁判官」（上ばかり見ている）は行政訴訟においては中身を見ず、付度した判決を出していたのが、「ヒラメ裁判官」ではなく、後世に名を残す裁判官になりなさい」と世論が、正義が後押ししたように思います。ふと近畿財務局の赤木俊夫さんを思い出します。

大津地裁に続き、4月の大阪高裁での逆転敗訴は、原告敗訴の判決を出した地裁裁判官を4月から高裁裁判官に登用したり、国は必死になつて、この裁判に勝とうとしています。今は、まさに「せめぎあい」です。

朝日訴訟と同じ日に神奈川生存権 横浜地裁で勝利判決

今、10年以上年収200万円以下ワーキングプアと呼ばれる非正規労働者が1千万人を超え、貧困・格差が大きく広がり、ジニ係数・相対的

貧困率がOECD諸国の中でアメリカの次に最悪な日本、この貧困・格差の増大が、「闇バイト」などの犯罪に走る社会の背景にあります。

「自分の努力が足りないから貧乏だ」私は努力してきたから、今の安定した自分がある、この「貧困＝自己責任論」とその裏返しを打破し、アメリカの99%運動（*）に見習った其闘と統一戦線運動が重要だと思います。

神奈川生存権裁判の横浜地裁の勝利判決は2022年10月19日でした。その日は奇しくも、朝日訴訟の東京地裁勝訴判決の日（1960年）でした。朝日さんの「権利は闘うもの手にある」という言葉を実感しています。

これから名古屋高裁、東京高裁と闘いは続きます。皆様の大きなご支援をよろしくお願い申し上げます。

神奈川県生活と健康を守る会

連合会会長 市木 眞二さん

*アメリカ99%運動

貧富の格差の拡大に抗議して、2011年9月17日より「ウォール街を占拠せよ」という運動が起きました。"We are the 99%"というのがスローガンで、99%が経済的に不利な状況に置かれているという意味です。